限定承認公告

本籍香川県小豆郡土庄町小部甲三一二番地
一、最後の住所香川県小豆郡土庄町小部甲三一二番地一　被相続人　亡　池田　司
右被相続人は平成二十一年三月十日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十二日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二十三日
香川県高松市屋島西町二二九一番地六
限定承認者　池田　正文

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十一年十月二十一日開催の当社取締役会において、平成二十一年十月二十一日開催の第七十期株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。
記
一、取得する株式の種類　当社普通株式
二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。
三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円
四、株式の取得価額の総額
三億七千五百万円を上限とする。
五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。
六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）
平成二十一年十月二十三日～平成二十一年十月三十日
平成二十一年十月二十三日
東京都港区元赤坂一丁目五番二七号
佐藤製薬株式会社
代表取締役社長　佐藤　誠一

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人スポーツフォーライフジャパンに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月二十三日
東京都港区南青山六丁目一二番一号
無限責任中間法人スポーツフォーライフジャパン
代表社員　手嶋　雅夫

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人糖尿病および生活習慣病研究会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月二十三日
東京都新宿区西新宿一丁目三番一五号栃木ビル六F
無限責任中間法人糖尿病および生活習慣病研究会
代表社員　朝長　修

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月十日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日本アジア環境機構に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月二十三日
横浜市旭区市沢町一六七番地ハーベストコート一〇三
無限責任中間法人日本アジア環境機構
代表社員　吉澤　蘭

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月一日の総社員の同意により名称を一般社団法人池田新田耕地組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月二十三日
佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺一〇二番地二　無限責任中間法人池田新田耕地組合
代表社員　池田　道夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金十億円減少し、金七十四億八千四百六十万円とすることに致しました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年二月五日付官報の号外第二十二号八十九頁に掲載されています。
平成二十一年十月二十三日
東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号
ライジング・サン第1号特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八千万円減少し金十八億九千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十一月二十五日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十月二十二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年一月二十二日付官報の号外第十一号九十四頁に掲載されています。
平成二十一年十月二十三日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
丸の内ホールディング特定目的会社
取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十二億五千万円減少し、金六十七億五千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十一月二十五日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十月二十二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年九月二十九日付官報の号外第二百七号百十六頁に掲載されています。
平成二十一年十月二十三日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
東海ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十一年九月十八日掲載の優先資本金の額の減少公告中、効力発生日は「平成二十一年十月二十六日」とあるは「平成二十一年十一月二十七日」に、社員総会の決議は「平成二十一年九月十七日に終了」とあるは「平成二十一年十月二十三日に予定」に訂正いたします。
平成二十一年十月二十三日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・ナイン・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十一年十月七日（号外第二一五号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名の欄中、「大淀地所株式会社」とあるは「株式会社オオヨドコーポレーション」の誤りにつき訂正します。
平成二十一年十月二十三日
大阪府大東市浜町八番二二号
株式会社オオヨドコーポレーション
代表取締役　淀　雅和

訂正公告

平成二十一年十月十四日（号外第二一九号）掲載の株式会社匠美エステートに係る資本金の額の減少公告及び第二十二期決算公告（枠組）中、「七〇〇万円とする」とあるは「九〇〇万円とする」の誤りにつき訂正します。
平成二十一年十月二十三日
扱　店

取消公告

平成二十一年九月二十五日（第五一六一号）三十二頁に掲載の当社の優先資本金の額の減少公告は、当該減資にかかる決議が撤回されたため、取消します。
平成二十一年十月二十三日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
横浜ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年九月三十日官庁報告欄産業の部（日本工業規格）（原稿誤り）				
一一ページ四段一五行目の次に次のように加える。				
舟艇―推進機関及び装置―出力測定及び出力表示				F 0405
一二一	一	二	鋳鋼	鍛鋼
〃	〃	〃	鋳鋼空気アングル弁	鍛鋼100K圧力計弁
〃	〃	八	鋳鉄	鋳鋼
〃	二	一九	青銅	鋳鋼
〃	〃	二〇	鍛鋼	
〃	〃	二二	鍛鋼	
〃	〃	二三	鍛鋼	
〃	〃	二五	鍛鋼	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月二十三日付第二二六号
一二八ページ●同日付政府調達第一九五号四〇ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）